

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問をいたしますので、関係する各課についてのご答弁をよろしくお願いたします。

冒頭に大変申し訳ありませんが、今回の質問は2件であります。項目は9件でございますが、できましたらご答弁は少し圧縮した形で答弁されましたら、非常に助かりますので、冒頭をお願いを申し上げておきます。

それでは、質問へ入らせていただきます。

1点目として、住民ニーズの把握、反映方法について。

町では平成29年11月に新庁舎整備基本構想、平成30年8月に新庁舎整備基本計画を策定し、現在、新庁舎建設基本設計業務を進め、このたび基本設計（案）が10月17日、特別委員会で承認され、10月18日には基本設計の概要版（案）に対する町民の皆様のご意見を募集し、お寄せいただいたご意見については今後の実施設計業務に活用させていただきますと町のホームページで公表し、意見募集の対象として多度津町新庁舎建設基本設計（案）として、対象者は多度津町にお住まいの方、また多度津町に通勤・通学されている方。年齢は問いませんという形で募集され、意見募集期間は令和元年10月18日金曜日から令和元年10月31日木曜日午後5時15分として募集されました。

今回、住民ニーズの把握方法について（パブリックコメント）について数点お伺いいたします。

1点目、今回のパブリックコメントの結果は、何件であったのかお伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

おはようございます。

古川議員の今回のパブリックコメントの結果は何件であったのかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもありますとおり、新庁舎建設基本設計（案）に対するパブリックコメントの募集につきましては、令和元年10月18日から10月31日の14日間、公示及び町ホームページで実施しております。

その結果といたしましては、意見等の提出はございませんでした。実施結果につきましては町ホームページで公表をしております。

なお、議員の皆様にはパブリックコメントの実施結果を11月6日付の文書で報告をさせていただきますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問させていただきます。

そもそもパブリックコメントは一体何かということについて、ちょっと国が出している

行政手続法の中でパブリックコメントとはそもそも何だろうかというところを読み上げさせていただきます。

パブリックコメント、意見公募手続。意見提出制度とは、公的な機関が規則、あるいは命令などのその他のものを制定しようとするときに、事前に広く公に意見、情報、改善案などを求める手続を言う。公的な機関が規則などを定める前にその影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指すものであると、こういうように書かれておりました。

本町の意見の抽出の方法はパブリックコメントとしては正しい手法かもしれませんが、本町でのこの手法はまだまだ浸透していない状況でございまして、なかなか意見の抽出は難しいのではないかと思います。今回の質問に至りました。

再質問でございます。

ただいまの答弁に対しまして、ホームページ公表してから14日間、この期間で各行政機関が意見を求める日数としては、公示日から起算して通常は30日以上とされているようですが、少し期間が短いのではないのでしょうか、お伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃられているのは先ほど議員の方からもおっしゃっておりました行政手続法だとは思いますが。その第39条に命令等、制度期間は命令等、法律に基づく政令、省令及び規則、審査基準、処分基準並びに行政指導指針を定めようとする場合には、原則としてその案及び関連資料を公示し、意見提出先及び意見提出期間、原則として30日以上を定めて広く一般の意見を求めなければならないとなっておりますが、同法の第3条第3項にはこの条項に関しまして、地方公共団体には適用しないと示されております。その関係もあり、今回、期間的な猶予を考慮し14日間とさせていただいておりますが、同法第46条におきましては、地方公共団体に努力規定もございまして、確かに条例、要綱等を定めて実施している地方自治体もございまして、今後、関係各課と協議をいたしまして検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に移らせていただきます。

今回、パブリックコメントが何件か提出された場合として、どのような形で意見を基本設計（案）に取り入れるつもりであったかお伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員のパブリックコメントが何件か提出された場合、どのような形で意見を基本設計（案）に取り入れるつもりであったかの質問に答弁をさせていただきます。

10月17日に開催されました新庁舎建設特別委員会でもお話をさせていただきましたとおり、通常意見が提出された場合は、その意見の内容が基本設計に反映可能か検討を行

い、反映可能な場合は基本設計の修正を行った後に、再度新庁舎建設特別委員会にご承認をいただくこととなりますが、今回のパブリックコメントにおきましては期間的に猶予がなかったことから、提出されたご意見につきましては実施設計業務で活用させていただくこととさせていただいております。

なお、議員のご質問にありましたとおり、公告及びホームページにはその旨を記載しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問いたします。

今回パブリックコメントの意見がなかったのですが、仮に基本設計（案）に対し、町民より多くの意見や案が出た場合、議会で決議された案などと相反する場合があったとして、当局はどのような対応をしていく考えだったのでしょうか、お伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども述べましたとおり、本来ならばパブリックコメントを求めて意見等があった場合は精査を行い、取り入れられるもの、分別した中で修正できるものを修正し、それをまた議会の方にご提案をさせていただき、再度審議を願うものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。

前回のパブリックコメントを求めた事例が過去にはあるが、前回の投稿数はどうであったのか。また、前回と同じような結果が出ると予測はされなかったのか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

古川議員のご質問の前回パブリックコメントを求めた事例が過去にはあるが、前回の投稿数はどうだったのかについて答弁をさせていただきます。

平成30年から令和元年の2年間、ホームページでパブリックコメントを募集した事例は第8期多度津町高齢者保健福祉計画、第7期多度津町介護保険事業計画（案）、第6次多度津町総合計画基本計画、平成30年から平成31年の重点取り組み、多度津町立幼稚園・小学校の適正規模、適正配置に係る基本方針（案）、多度津町立地適正化計画（案）、多度津町地域福祉計画、多度津町自殺対策計画素案、第2次多度津町環境基本計画（案）、新庁舎整備基本計画（案）の7件ありますが、いずれも意見は提出されておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員の前回と同じような結果が出ると予想されなかったのかについてのご質問に

答弁をさせていただきます。

新庁舎建設事業に係るパブリックコメントにつきましては、先ほど公室長の方からも答弁がありましたが、新庁舎整備基本計画の際に実施しておりますが、その際にも意見等の提出はございませんでした。

結果の予測につきましては、前もって想定はしておりませんが、特別な事情があるものにつきましては今回のようにその旨を記載した上で実施するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、次の項目と類似しますので、再質問いたします。

ただし、過去において7回も行って、パブリックコメントの意見が得られなかったということは、これは今後課題として重要な案件であると思いますので、そこら辺はもう少し深く掘り下げて検討していただければと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

まず、町民からの意見や回答を得る手法として、このような手法が適切なのか、他に選択肢はあるのかお伺いいたします。

今後、住民ニーズの把握、反映方法について、今後の方針をお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員ご質問の町民から意見や回答を得る手法として、このような手法が適切なのか、また他には選択肢があるのかについて答弁をさせていただきます。

町民の皆様からの具体的なご意見やご要望を聴取する機会といたしましては、私ども対話集会の開催、また私が行っております町政報告会、また町政モニター会、自治会要望の提出、パブリックコメント、各種アンケート、メール等による投書等、多岐にわたっております。

私どもの対話集会や町政報告会は直接会場に足を運んでいただける方につきましては直接ご意見をいただくと考えております。また、把握しようとするニーズの内容が年齢や地域など、対象範囲が限定される場合につきましてはアンケート調査を行うことが適切であると考えております。

対象範囲を限定せずに、時間や移動の制約もなく、広くニーズを把握するためには、パブリックコメントが有効だと考えておりますが、これまでパブリックコメントに意見は提出されておきませんので、今後はパブリックコメントを行う際の周知方法や手法の検討を行い、適切な住民ニーズの把握に努めたいと考えております。

寄せられましたご意見、ご要望につきましては、現場等を直接確認し、優先度を考慮した上で、可能な限り実現に努めております。寄せられましたご意見、ご要望を全て実現することは困難ではありますが、全てを貴重なご意見として受けとめ、将来に向けて町の一層の活性化や発展を実現していくことで、町民満足度の向上に繋げていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

次回の新庁舎実施設計（案）においてもパブリックコメントの手法をとり、意見を求めるのでしょうか。

また、次回も意見の出ないことを予測すれば、どのような方策がとられるのかお伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

実施設計が完了した後、パブリックコメントをとるかどうかということでございますが、パブリックコメントは行いません。実施設計を行った後、速やかに発注の準備にかかりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。

P F I 方式の給食が開始されて数カ月経過いたしました。関係する生徒・児童、保護者からの意見の聞き取りやニーズの把握はどうされたのかお伺いいたします。

また、本町としてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

教育長（田尾 勝）

古川議員のご質問に答弁させていただく前に、11月25日に多度津中学校において発生した異物混入事案につきましては、議員の皆様にもご心配をおかけしましたことを、まずはこの場をお借りしてお詫び申し上げたいと思います。

今後はこのような事案が発生しないように、学校給食に関わる関係者一同、安全な学校給食の提供に努めてまいります。

それでは、給食に関する児童・生徒、保護者からの意見の聞き取りやニーズの把握についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、給食に関する意見等の聞き取りにつきましては、栄養教諭が給食の時間に学校を訪問し、食の指導を行う際に意見を聞いたり、また連絡簿を作成し、毎日学校とのやりとりを行い、味に関する要望や組み合わせなどを好評な内容だけではなくて、改善点も記入してもらっております。

また、保護者からは献立委員会においてP T A代表の方を通じて意見をいただいております。

今後もあらゆる機会を捉えて意見をお聞きし、安心・安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。

今後の給食利用者、生徒、学校、保護者などの意見聴取の方法や検討事項があれば、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

古川議員の今後の給食利用者の意見聴取の方法や検討事項についてのご質問に答弁させていただきます。

今後の意見聴取の方法につきましては、今も実施しております給食訪問、連絡簿、献立委員会などを通じての意見聴取を続けてまいるとともに、新たに試食会の実施を考えております。試食会において保護者の方との交流や、アンケートを実施しようと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問させていただきます。

今回の金属片混入に対しての今後の歯止め策や職務について、また献立について、給食を提供する立場の業者は給食を利用する者や学校、行政に対し、安全・安心なものを提供する義務があります。さらには、給食を利用する者に食べる喜びを与えるのが当然だと思います。であれば、ぜひ意見を聴取し、改善する努力を怠らないのが前提であります。

よって、意見聴取することは重要であります。意見聴取する出しやすい方法とは何か、再度お聞きしたいと思っております。

教育長（田尾 勝）

古川議員の再質問にお答えします。

まず、意見聴取することは当然大事なことですけれども、給食の献立の内容とか、あるいは今の給食の現状等を保護者の方、地域の方にしっかり情報提供するというのが意見聴取の前段階で必要なのではないかなという風に思っています。

現在、ホームページ等で毎日の献立について画像付きで今日の給食はどういう状況だとかという情報提供をさせていただいております。

また、給食のあり方について中学校と小学校の先生が一堂に集まって学校給食のあり方とか、栄養指導のあり方等を研修したりする場を本年度設けております。そういうことも非常に大事なのではないかなという風に思います。

また、先ほど課長が申しましたように、試食をしてみたのアンケート調査というのを今後1市2町とも考えていこうという風に考えておりますので、そういう色々な方向から要望とか実態を捉えていきたいなという風に思いますのでよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これは再質問ではなく要望でございますが、やはり子供たちが教育の場で食べる喜び

を知るということは大変教育課程においても非常に重要なことであり、人間が一生を終わるまでの間、食事というものは本当に楽しみを持つ機会がある時間であると思いますので、そのあたりは食べる喜びっていうところの配慮の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

今後の農業従事者に対し町の対応は。

平成26年にも同様の質問をいたしました、今回再度質問いたします。

あれから5年の歳月が経過しております。当時、回答された答弁ではございますが、改めて読み上げさせていただきます。

本町を取り巻く現状は厳しいものでございますが、農地の集約化や農業経営の安定化、6次産業の推進、法人化の支援等、様々な施策を展開する中で、将来の農業振興に取り組んでまいりたいと考えていますといった答弁をいただきました。5年の歳月が経過した今日において、農業従事者、農業法人においては高齢化や人員の減少など様々な問題が山積している現状でございます。

今回、再度質問いたします。

1点目は、農業従事者の高齢化に伴い、今後の町の方策はについてお伺ひいたします。

産業課長（谷口 賢司）

古川議員の農業従事者の高齢化に伴う今後の方策は。に答弁させていただきます。

国全体の農業就業者の年齢構成は、平成30年2月時点で65歳以上が98.7万人で全体比68%、40歳代以下が15.2万人で全体比11%と著しい偏りが見られます。また、本町の農業を行っている経営体数はJA香川県多度津支店に確認したところ、平成26年が321経営体、平成27年が291経営体、平成28年が272経営体、平成29年が265経営体、平成30年が233経営体となっており、この5年間で88経営体、率にして27.5%の減少という状況でございます。国と同様、本町でも農業を営む経営体の減少、農業従事者の高齢化及び離農化が進んでいる状況でございます。

このような状況下で本町で農業を守るためには、農業の担い手としての認定農業者は認定新規就農者の育成及び農事組合法人等の組織化だけではなく、高齢化に伴う体力低下を補うための農作業の機械化も必要だと考えております。このため、県の事業を活用した農事組合法人等の組織化に関するサポートや、同法人や認定農業者等が農作業の機械化を進める際の機械補助等を実施しております。今後も継続してサポートとともに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

若年層の加入が必要とされますが、農業従事しても農業経営すると採算がとれないことや、天候による収穫の影響、収穫時の人手不足など、経営に難点があることが若年層の

加入の弊害となっていると思われませんが、現状はどうでしょうか。

これまでJ A香川県とは協議が再三再四されていると思われませんが、解決策はあるのでしょうか、お伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

古川議員の再質問について答弁いたします。

農業者の所得向上のために本町の予算に関わる農業者に対する補助金でございますが、農業用施設、機械整備支援補助、担い手確保のための補助、法人化支援補助等の様々なメニューがございます。しかし、この補助金は事業に対する補助制度でございます。農業者の持続的な所得向上対策とはなり得ないという風には考えてございます。

先ほど議員さんをご指摘ありました若年層の方々の所得を向上させるため、いわゆる農家が1年間を通じて収入を得ることができるようには様々な農作物の植えつけサイクルの検討でありますとか、高付加価値があり販売単価の高い作物を栽培することが肝要であるという風に考えてございます。

このためJ A香川県、また農事組合法人等の農作業を行っている方々と意見交換を行い、高付加価値の高い本町の農作物の栽培及び農産品を活用した商品開発等を研究することが今後の課題だという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。時間の都合で2番目と3番目を合わせて質問いたします。

まず1つ、担い手育成の現状はどうなっているのか。1つ、本町における農業に対する今後の新戦略はあるのか。将来に対し模索していると思われませんが、あればお伺いいたします。時間が8分しかございませんので、まとめて回答いただきたいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

古川議員の2点の質問についてお答えいたします。

まず1点目、担い手育成の現状はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

本町の新たな担い手として認定新規就農者が6名おられます。そのうち2名の方は令和2年2月及び3月で認定を受けてから5年が経過いたしますので、今年度末をもって認定新規就農者という括りからは外れることとなりますが、その後の認定農業者への移行が円滑に行えるように、香川県中讃農業改良普及センターやJ A香川県とともに引き続き指導、支援を行ってまいります。

なお、6名のうち2名の方が平成31年3月に新たに認定新規就農者の認定を受けております。今後も新たに認定新規就農者の認定を希望される農業者への相談受けや書類作成等の支援を継続して行ってまいります。

2点目の本町における農業に対する今後の新戦略はあるのか。将来に対し、模索してい



るのかについて答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、国の状況と同様、本町でも農業を営む経営体の減少、農業従事者の高齢化及び離農化が進んでいる状況でございます。

このような状況の中、新たな担い手として期待されるのは農事組合法人、認定農業者及び認定新規就農者及び農地所有適格者法人並びに企業などでございます。特に、農事組合法人及び農地所有適格者法人並びに企業には就労者の雇用増や農地集積による耕作面積の拡大等を期待しているところでございます。

新たに担い手の確保策として、農事組合法人多度津オリーブ生産組合では、幼稚園の園児の保護者に対し期間限定で農作業のアルバイトの募集を行い、労働力確保の実証実験を行いました。この取り組みに対して本町では、今後の労働力確保のための新しい試みであると考え、各幼稚園へのアルバイト募集チラシの配布等の協力を行いました。

また、町外企業から農業部門に参入したいとの相談があり、本町農業委員会事務局が農業参入に関する事務的援助を行いました。その結果、来年度より町内の耕作放棄地を活用し、付加価値の高い農作物の栽培に関する実証実験を行うことになっているようでございます。本町といたしましては、町内の耕作放棄地解消に向けた有効な取り組みとして継続して支援してまいりたいと考えております。

今後も各農事組合法人等の担い手やJ A香川県等と意見交換を行い、農業に係る新たな労働力の創出や新規に農業参入しやすい環境づくりの手法等を研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

少し時間がありますので所感を述べさせていただきます。

今回住民ニーズの把握、反映方法についてと今後の農業従事者に対し町の反応、対応はについて質問いたしましたが、その中で住民・農業従事者のニーズや現状を把握するのはやはり実際の生の声を聞き、行政に反映することが重要であります。我々議会も議論し、協議した結果は住民へ報告し、理解を得る努力を怠らないように努めることが責務であると再び決意するものであります。

これにて令和元年の最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。